

埴町告示第 8 3 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号、以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 5 第 1 項及び第 1 6 7 条の 1 1 第 2 項並びに埴町財務規則第 1 1 3 条第 1 項及び第 1 2 2 条第 1 項の規定により、埴町を発注者として競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件

令和 6 年 1 2 月 1 3 日

埴町長 宮 田 秀 利

（競争入札に参加することができない者）

第 1 競争入札に参加することができない者は、次の各号（工事の請負契約以外の契約にあつては、第 1 号から第 5 号まで）のいずれかに該当する者とする。ただし、町長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

1. 施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者
2. 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者
3. 工事の請負（工事に係る建設資材の販売を含む。以下同じ。）の契約又は物品の買入その他の契約（工事に係る建設資材の販売を除く。以下同じ。）に関して、不正の行為をし又は正当な理由なくして不完全な履行をし若しくは履行をしないため、競争入札に係る入札参加資格の取り消しの通知を受けた場合において、当該通知の日から 2 年を経過していない者
4. 工事の請負の契約又は物品の買入れその他の契約に関して保証をした者が故意にその義務を免れた場合において、その事実のあつた日から 2 年を経過していない者
5. 資格の審査に関する申請書、その他の添付書類について虚偽の事項を記載した者
6. 別表の工事種別欄に掲げる工事の別に応じ、審査基準日（競争入札に参加する者に必要な資格の審査の基準となる日をいう。以下同じ。）の直前 2 年の営業年度において完成工事高のない者
7. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号のいずれかに該当する者

（競争入札における共同企業体の参加資格）

第 2 共同企業体として、工事の請負契約に係る競争入札に参加するためには、共同企業体の構成員のすべてが次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすものでなければならない。

1. 第 1 の第 1 号から第 5 号までのいずれにも該当しないこと。
2. 共同企業体に参加申込みをする工事と同一種別（別表に掲げる工事種別をいう。）の工事に関し、審査基準日前の直前 1 年の営業年度における工事完成高があり、及び入札参加資格審査申請書を共同企業体の入札参加資格審査申請書の提出期限までに提出

していること。

(競争入札に参加する者に必要な資格の有効期限)

第3 競争入札に参加する者に必要な資格の有効期限は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定めるところによる。

1. 工事等の請負に係るもの。

入札参加資格審査申請書を奇数年に提出し、資格の認定を受けた者にあつては、審査基準日の属する年の翌年の5月1日(町長が必要により特別に日を定めたときは、その日。)から2箇年間。

偶数年に提出し、資格の認定を受けた者にあつては、審査基準日の属する年の翌年の5月1日から1箇年間。

ただし、正規の受付期間以降に随時の受付により提出した者にあつては、資格の認定を受けた日から正規の受付による有効期限まで。

2. 物品の買入れ又は修繕(役務の提供を含む。以下同じ。)に係るもの。

前号に準じる。

(競争入札参加資格の失効)

第4 競争入札に参加する資格を有する者が、第1の各号の一つに該当するに至った場合においては、その者に係る資格はその該当するに至ったときに失効する。

(工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格、並びにその審査に関する事項)

第5 工事(測量並びに工事設計及び工事に関する調査を除く)の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格は、入札に付そうとする工事の金額に応じ、A、B、Cの3区分(この区分によりがたい場合においては、必要に応じこの区分を増減し又はこの区分を設けないことがある。)に区分するものとし、当該入札に参加する者の当該区分に係る資格の格付は、次の各号に掲げる事項を別に定める方法により審査して行い、その審査基準日は毎年12月1日とする。

1. 客観的事項

(1) 経営規模

ア. 審査基準日の直前2年又は3年の各営業年度の工事種類別年間平均完成工事高

イ. 審査基準日の直前の営業年度終了日の決算(基準決算)における自己資本の額
又は基準決算及び基準決算の前期決算における自己資本の額の平均額

ウ. 基準決算と前基準決算の利払前税引前償却前利益の2期平均額

(2) 経営状況

ア. 純支払利息比率

イ. 負債回転期間

ウ. 売上高経常利益率

エ. 総資本売上総利益率

オ. 自己資本対固定資産比率

カ. 自己資本比率

キ. 営業キャッシュフロー

ク. 利益剰余金

(3) 技術力

ア. 基準決算の営業年度終了日における工事種類別技術者数

イ. 審査基準日の直前2年又は3年の各営業年度の工事種類別年間平均完成工事高

(4) その他の評価項目(社会性等)

ア. 労働福祉の状況

イ. 建設業の営業年数

ウ. 防災活動への貢献の状況
オ. 建設業の経理に関する状況

エ. 法令遵守の状況
カ. 研究開発の状況

2. 主観的事項

- (1) 埴町内に営業所等を設けていること
 - (2) 審査基準日前2年以内の公共発注工事の受注状況及び竣工実績
 - (3) 埴町内除雪作業への貢献度
 - (4) 埴町内活性化行事等への貢献
 - (5) 埴町消防団に職員が在籍していること
 - (6) 審査基準日前2年以内に建設工事等入札参加資格制限等措置を受けていないこと
- (測量等の委託契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格並びにその審査に関する事項)

第6 測量並びに工事の設計及び工事に関する調査（以下「測量等」という。以下同じ。）の委託契約に係る競争入札に参加する者の資格は次の各号に掲げる事項を調査して行い、その審査基準日は毎年12月1日とする。

1. 審査基準日の直前2年の年間平均取扱高
2. 職員の数
3. 業務の経歴
4. 資本金額
5. 測量等の営業年数

(物品の買入及び修繕の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査に関する事項)

第7 物品の買入及び修繕に係る競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる事項を調査して行い、その審査基準日は毎年12月1日とする。

この場合、事業の経歴、成績、信用度及び安全度も考慮するものとする。

1. 審査基準日の属する事業年度の直前2年の各事業年度における年度別年間生産高若しくは年間売上高又は年間修繕金額並びに主要生産品目又は取扱品目
2. 直前の決算における自己資本額
3. 審査基準日の前日におけるその事業に従事する技術関係及び事務関係の従業員の数
4. 審査基準日の前日までの営業年数
5. その他経営の状況等を示す必要があるときは、その事項

(入札参加資格審査申請書の提出時期及び方法)

第8 工事の請負、測量等、物品の買入れ又は修繕について、競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、次に定めるところにしたがい、関係書類を埴町長に提出しなければならない。

1. 工事（測量等は除く。）の請負契約に係る者についての申請書等及びその提出先
 - (1) 建設工事入札参加資格審査申請書 正本1部
 - (2) 建設工事入札参加資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ア 建設業の許可を受けていることを証する書面又はその写し

イ 工事（業務）経歴書

- ウ 技術者経歴書
- エ 営業所一覧表
- オ 営業所に見積、入札、代金の請求及び受領等の権限をあらかじめ委任しておく場合にあっては、その委任したことを証する書面
- カ 納税証明書又はその写し
- キ 共同企業体協定書の写し（建設共同企業体に限る。）
- ク 経営事項審査結果通知書（写し）

（３）申請書等の提出先

埴町 総務課長

２．測量等の委託契約に係る者についての申請書等及びその提出先

（１）測量等入札参加資格審査申請書 正本１部

（２）測量等入札参加資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ア 建築士事務所登録証明書又は測量業者登録証明書及び建設コンサルタント登録規程（昭和５２年建設省告示第７１７号）又は地質調査業者登録規程（昭和５２年建設省告示第７１８号）に基づく登録を受けている者にあっては、その登録証明書又は国土交通大臣に提出した現況報告書。

ただし、調査又は土木設計で当該書類を添付しない場合にあっては、申請者が法人であるときは商業登記簿謄本又はその写し。個人であるときは身分証明書。

イ 工事（業務）経歴書

ウ 技術者経歴書

エ 財務諸表

オ 営業所一覧表

カ 納税証明書又はその写し

キ 営業所に見積、入札、代金の請求及び受領等の権限をあらかじめ委任しておく場合にあっては、その委任したことを証する書面

（３）申請書の提出先

１の(3)に準ずる

３．物品の買入れ及び修繕の契約に係る者についての申請書等及びその提出先

（１）物品購入（修繕）入札参加資格審査申請書

（２）物品購入（修繕）入札参加資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ア 代理店及び取扱店となっている場合は、その旨の証明書

イ その他営業の内容、能力等を示す必要があるときは、その調書

ウ 直前２年における実績高調書（任意提出）

エ 営業所に見積、入札、代金の請求及び受領等の権限をあらかじめ委任しておく場合にあっては、その委任したことを証する書面

オ 前各号に定めるもののほか、埴町長が資格を審査するのに必要なものとして提出を求めた書類

（３）申請書の提出先

1 の(3)に準ずる

別表（第5の1(1)の工事種別）

一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事、鋼橋上部工事、P C橋上部工事、しゅんせつ工事、塗装工事、法面処理工事、上下水道工事、清掃施設工事、消雪工事、機械設備工事、通信設備工事、造園工事、さく井工事、グラウト工事、地上測量、航空測量、調査、土木設計、建築設計。